禅寺丸柿キャラクター「かきまるくん」着ぐるみ貸出要領

（趣旨）

第１条　この要領は、川崎市内に所在する法人その他の団体が禅寺丸柿キャラクター「かきまるくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（着ぐるみの貸出）

第２条　麻生区長（以下「区長」という。）は、禅寺丸柿の広報を目的として、川崎市内に所在する法人その他の団体に対して着ぐるみを貸し出すことができる。

（使用の手続）

第３条　着ぐるみを借り入れ、使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、あらかじめ禅寺丸柿キャラクター「かきまるくん」着ぐるみ使用申込書（第１号様式）を区長に提出し、着ぐるみの使用の承諾を受けなければならない。

２　区長は、使用を承諾し、又は不承諾とするときは、禅寺丸柿キャラクター「かきまるくん」着ぐるみ使用承諾・不承諾通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、区長は、使用の承諾にあたっては、必要な条件を付すことができる。

３　前項により許諾する着ぐるみの使用期間は、使用開始日の属する年度末までを最長とする。ただし、「『かきまるくん』に係る著作物の利用の再許諾に関する覚書（平成２６年２月１０日締結）」の有効期間内とする。

（使用承諾）

第４条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

(2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合

(3) 第三者の利益を害するものと認められる場合

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に定める営業を行う者が使用する場合

(6) キャラクター、または禅寺丸柿等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合

(7) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない、または使用しない恐れがある場合

(8) その他、区長が着ぐるみの使用について不適当であると認められる場合

（使用料）

第５条　使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第６条　第３条の規定による使用の承諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。

(2) 申込書の記載どおりに使用すること。

(3) 使用期間を遵守すること。

(4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。

(5) 荒天時に屋外で使用しないこと。

(6) 着ぐるみを着用する者の他に、介添えする者を１名以上つけること。

(7) その他、区長が特に付した条件に従って使用すること。

（使用の承諾の取消）

第７条　使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規定に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。この場合、使用者に損害が生じても、区長はその責めを負わない。

（原状復帰）

第８条　着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、修補またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

（責任の制限）

第９条　着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、区長は一切その責めを負わない。

（補則）

第１０条　この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要領は、平成２６年４月９日より施行する。

附 則

この要領は、令和５年５月２９日より施行する。